

青森県報

号外第四十三号

平成十七年
四月一日
(金曜日)

青森県立三沢航空科学館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年四月一日
青森県知事 三 村 申 吾

青森県立三沢航空科学館規則の一部を改正する規則

青森県立三沢航空科学館規則(平成十五年八月青森県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により設置された」を「第六条及び別表第一号並びに青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、」に改める。
本則に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に航空科学館の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県立三沢航空科学館条例第二条に規定する業務
- 二 第五条の規定による使用の制限等に関すること。
- 三 航空科学館の施設、設備等の維持管理に関すること。
- 四 その他航空科学館の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に航空科学館の管理を行わせることとした場合の航空科学館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

目 次

規 則

青森県立三沢航空科学館規則の一部を改正する規則……………	(市振興町課村)	…	一
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則……………	(行政経営推進室)	…	二
青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則……………	(健康福祉課)	…	二
青森県興行場規則の一部を改正する規則……………	(保健衛生課)	…	三
青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則……………	(同)	…	三
青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則……………	(同)	…	三
青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則……………	(同)	…	三
青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………	(同)	…	三
青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………	(こどもみらい課)	…	四
青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則……………	(開政・能力開発課)	…	五
青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………	(同)	…	六
青森県官柳町駐車場規則……………	(都市計画課)	…	三
青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課)	…	三
告示			
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(財政課)	…	三
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	(同)	…	三

規 則

規 則

この規則は、青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第二十四号）の施行の日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（明示事項）

第二条 条例第三条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の概要
- 二 申請の方法
- 三 指定の期間
- 四 選定の基準
- 五 管理の基準及び業務の範囲
- 六 その他知事が必要と認める事項

（申請）

第三条 条例第三条の規定による公募に応じて指定の申請をしようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、指定に係る公の施設の名称並びに団体の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 当該公の施設の管理に関する事業計画書
- 二 団体の経営の状況を示す書類
- 三 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 四 法人にあつては、登記事項証明書
- 五 その他知事が必要と認める書類

（規則で定める施設）

第四条 条例別表第十六号に規定する規則で定める施設は、運動施設その他知事が別に定める施設とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立保健大学条例施行規則（平成十年十二月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

健康科学専攻	修士課程	二十人
	健康科学専攻	
	博士前期課程	二十人
	博士後期課程	四人

を
に改める。

第四条を次のように改める。

（引き続き博士後期課程に入学する者に係る入学料の免除）

第四条 知事は、青森県立保健大学条例第五条第三項の規定に基づき、健康科学研究科の博士前期課程を修了し、引き続き健康科学研究科の博士後期課程に入学する者に係る入学料を免除するものとする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。
（受講料及び研修受講検定料の納入時期等）

第八条 受講料は、知事が定める日までに納入しなければならない。

2 研修受講検定料は、知事が別に定める方法により、受講の志願の手続をする際に納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、受講料及び研修受講検定料の納入について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県興行場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県興行場規則の一部を改正する規則

青森県興行場規則（昭和五十九年九月青森県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第八条第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「~~破~~」を「~~破~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則（昭和二十八年十一月青森県規則第一百十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「~~破~~」を「~~破~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第八号様式中「~~破~~」を「~~破~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県美容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第八号様式中「~~破~~」を「~~破~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六号様式及び第七号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改定する。

第六号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して

6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。」

と改める。

第十一号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立てをすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。」

と改める。

第十三号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以

内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例(昭和五十八年三月青森県条例第二号)第四条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、青森県駐留軍従業員等健康福祉センター(以下「健康福祉センター」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 健康福祉センターの利用時間は、九時から二十一時までとする。

ただし、バレーボールコートの利用時間は、九時から十七時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。(休館日等)

第三条 健康福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(利用の制限等)

第四条 知事は、健康福祉センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の健康福祉センターの利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 健康福祉センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、健康福祉センターの管理運営上支障があると認めるときは、健康福祉センターの利用を制限することができる。

(原状回復等)

第五条 利用者は、故意又は重大な過失により健康福祉センターの施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に健康福祉センターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例第二条に規定する業務
- 二 第四条の規定による利用の制限等に関すること。
- 三 健康福祉センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 四 その他健康福祉センターの管理に關し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用時間等)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に健康福祉センターの管理を行わせることとした場合の健康福祉センターの利用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める利用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた利用時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第十一項の規定の施行の日から施行する。

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「職場適応訓練の」を「職場適応訓練（短期の職場適応訓練（以下「職場実習」という。）のうち、知事が別に定める条件を満たす事業主との間に締結する年度ごとの委託契約（以下「特例委託契約」という。）に基づいて行うもの以外のものを除く。）の」に改め、「（短期の職場適応訓練（以下「職場実習」という。）のうち、知事が別に定める条件を満たす事業主との間に締結する年間の委託契約（以下「特例委託契約」という。）に基づいて行うもの以外のものの申込書を除く。）」を削る。

第五条第一項中「職場適応訓練の受講の指示が行われた」を「特例委託契約に基づいて行う職場実習以外の職場実習の実施に係るあつ旋の通知を受けた」に改め、「含む。」の下に「次項を除き、」を加え、同条第二項中「ときは、当該委託契約」を「とき、又は特例委託契約に基づいて行う職場実習の実施に係るあつ旋の通知を受けたときは、当該委託契約又は当該あつ旋」に改める。
第十一条中「係る」を「基づいて行う」に改める。
第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 4 条、第 5 条関係)
(その 1) 職場実習以外の職場適応訓練の場合

年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊦

職場適応訓練受託申込書

職場適応訓練の委託を受けたいので、青森県職場適応訓練委託規則第 4 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

事 業 内 容		資 本 金 額		従 業 員 数		加 入 保 険 等	健 保 ・ 雇 保 ・ 厚 生 ・ 労 災 ・ 退 共
作業内容、使用 する機械器具等 及び扱う原料							
指 導 員	氏 名	男 ・ 女	歳	学 歴 経 験		資 格 免 許	
訓練終了後そのまま 雇用し得る見通し				雇 用 後 の 賃 金		そ の 他	
※ 公共職業安定所長の意見							

- 注 1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

職場適応訓練委託契約書

青森県職場適応訓練委託規則 (昭和 3 8 年 1 1 月青森県規則第 8 3 号。以下「規則」という。)に基づき、青森県を甲とし、
を乙として次のとおり委託契約を締結した。

第 1 条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場適応訓練受託申込み (上記のとおり) を承諾し、当該申込みに係る職場適応訓練を乙に委託した。

第 2 条 職場適応訓練の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第 3 条 職場適応訓練の実施、委託料の支払、この契約の変更その他職場適応訓練に関する事項については、規則で定めるところによるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

青森市長島一丁目 1 番 1 号
甲 青森県知事 ㊦

住所又は所在地
乙 氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊦

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

(その2) 特例委託契約に基づいて行う職場実習の場合

年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊟

年度職場適応訓練受託申込書

年度における職場実習の委託を受けたいので、青森県職場適応訓練委託規則第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

事業内容	資本額	従業員数	加入保険等	健保・雇保・厚生・労災・退共			
職種	年度における採用計画 (予定)					職場実習受託見込数	予定指導員の氏名
	男	女	(中高年齢者)	(障害者)	計		
計							
過去三年間の実績 (職場適応訓練)	年度	通常分	職場実習分	※ 公共職業安定所長の意見			
	年度						
	年度						
	年度			公共職業安定所長 ㊟			

- 注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

職場適応訓練委託契約書

青森県職場適応訓練委託規則（昭和38年11月青森県規則第83号。以下「規則」という。）に基づき、青森県を甲とし、

を乙として次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場適応訓練受託申込み（上記のとおり）を承諾し、当該申込みに係る職場実習を乙に委託した。

第2条 職場実習の実施、委託料の支払、この契約の変更その他職場実習に関する事項については、規則で定めるところによるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

青森市長島一丁目1番1号
甲 青森県知事 ㊟

住所又は所在地
乙 氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊟

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第六号様式を次のように改める。

(その3) 特例委託契約に基づいて行う職場実習以外の職場実習の場合

職場適応訓練委託契約書

青森県職場適応訓練委託規則（昭和38年11月青森県規則第83号。以下「規則」という。）に基づき、青森県を甲とし、
を乙として次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、
年 月 日付けの
公共職業安定所長による
職場実習実施あつ旋を承諾し、当該あつ旋に係る職場実習を乙に委託した。

第2条 職場実習の委託期間は、
年 月 日から
年 月
日までとする。

第3条 職場実習の実施、委託料の支払、この契約の変更その他職場実習に関する
事項については、規則で定めるところによるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

青森市長島一丁目1番1号

甲 青森県知事 印

住所又は所在地

乙 氏名又は名称及
び代表者の氏名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式（第11条関係）

(その1) 特例委託契約に基づいて行う職場実習以外の職場適応訓練の場合

年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

職場適応訓練実績報告書

職場適応訓練の実績について、青森県職場適応訓練委託規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業所名		事業主又は代表者氏名	
所在地		委託契約締結年月日	
職場適応訓練生氏名		住所	
職場適応訓練に関する事項	期間	職種	
	日数	職場適応訓練費総額	
	訓練効果	知識、技能等の習得程度 その他	
職場適応訓練終了後の状況	雇用契約締結年月日	年 月 日	賃金
	その他		

※実績報告書受理年月日	年 月 日
※公共職業安定所長の確認	

年 月 日

公共職業安定所長 印

- 注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2) 特例委託契約に基づいて行う職場実習の場合

年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊟

職場適応訓練実績報告書

年 月中に終了した職場実習の実績について、青森県職場適応訓練委託規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

職場実習生氏名	実 習 期 間	実習職種	雇入れ期日	備 考
	年月日 年月日 ～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			

※ 公共職業安定所長の意見

年 月 日

公共職業安定所長 ㊟

- 注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営柳町駐車場規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県営柳町駐車場規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県営柳町駐車場条例(平成九年三月青森県条例第五号)第八条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、青森県営柳町駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、駐車場の施設、設備等の維持管理に関することその他駐車場の管理に関し必要な業務を行う。

(指定管理者に管理を行わせた場合の供用時間等)

第三条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせることとした場合の駐車場の供用時間等については、青森県営柳町駐車場条例第三条の規定を準用する。

附則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第十二項の規定の施行の日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(多雪区域の指定等)

第十一条の二 令第八十六条第二項ただし書きの規定により、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域を多雪区域に指定する。

2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき三十二ニュートン以上とする。

3 令第八十六条第三項に規定する規則で定める数値は、別表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値とする。ただし、当該区域内の地域で山間地等これにより難いと認められる地域については、知事が別に定める数値とする。

附則の次に次の別表を加える。

区	域	垂直積雪量
百石町、大間町、佐井村、名川町、南部町、福地村		八〇センチメートル以上
三沢市、深浦町、下田町、三戸町、五戸町、階上町		九〇センチメートル以上
六戸町、田子町		一〇〇センチメートル以上
十和田市、岩崎村、市浦村、小泊村、上北町		一一〇センチメートル以上
鱒ヶ沢町、稲垣村、車力村、倉石村		一二〇センチメートル以上
むつ市、木造町、岩木町、相馬村、大鰐町、尾上町、平賀町、田舎館村、新郷村		一三〇センチメートル以上
黒石市、碓ヶ関村、横浜町、風間浦村		一四〇センチメートル以上
東北町、六ヶ所村、大畑町、東通村		一五〇センチメートル以上

五所川原市、蟹田町、今別町、森田村、柏村、
 藤崎町、常盤村、板柳町、金木町、中里町、鶴
 田町、七戸町、十和田湖町、天間林村、川内町、
 脇野沢村

平内町、三厩村、西目屋村

蓬田村、平館村、野辺地町

一六〇センチメートル以上

一七〇センチメートル以上

一八〇センチメートル以上

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成十六年六月三十日における行政区画に
 よつて表示されたものとする。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百八号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭
 和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることと
 される同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「さいたま市」の下に、「静岡市」を加える。

青森県告示第三百九号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地
 方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例
 によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾
 第三条第二号中「横浜市」の下に、「静岡市」を加える。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭